

松伏町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
松伏町教育委員会

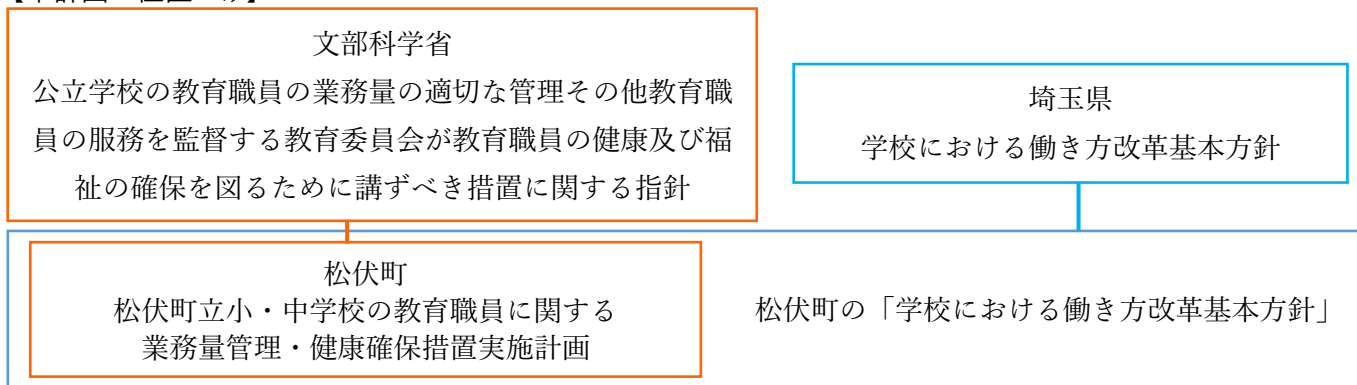
【計画の策定経緯及び趣旨】

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(以下「給特法等一部改正法」という。)」が令和8年4月から施行されることに伴い、給特法等一部改正法第1条により新設した給特法第8条第1項において、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「計画」という。)」を定めるものとなりました。これらの経緯を受け、松伏町教育委員会では、文部科学省の定める指針に則した、給特法第8条第1項に基づく本計画を策定するものです。

松伏町において、教職員の業務が未だ長時間に及んでいる現状を踏まえ、本計画は、これまでの方針として掲げる「学校における働き方改革基本方針(以下「基本方針」という)」の付随的、一体的な計画と位置づけます。

教職員の勤務状況を改善し、専門性を最大限に発揮して、子供たちへの教育活動に邁進できることを目指し、学校における働き方改革を推進するとともに、教職員の健康の確保のための取組を示すものとします。

【本計画の位置づけ】



※本計画には、松伏町の「学校における働き方改革基本方針」の参照が必要となります。

【松伏町の状況】

松伏町の基本方針1、2ページ参照。

【目標】

(1)時間外在校等時間に関する目標

基本方針の4ページ参照(月 45 時間以内、年360時間以内の教職員の割合を令和9年度末までに100%をめざす)

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

基本方針の4ページを参照。

【松伏町の現状と課題】については、基本方針の1ページ～3ページを参照。

【計画の期間】

基本方針の期間(令和10年8月まで)と合わせ、年度ごとの目標を示します。

令和7年度	令和8年度	令和9年	令和10年
目標(1) 月 80 時間未 100% いわゆる「 過労死ライン 」の完全解消	目標(1) 月 60 時間未満 100% 中間目標: 長時間勤務者の大幅削減	目標(1) 月 45 時間以内 100% 最終目標:国・県の指針を 遵守	計画の更新 時間外在校等 時間の更なる削減へ
目標(2) ○ウェルビーイングについて ・管理職のマネジメント向上により、心理的安全性の高い職場をつくる。 ・業務効率化を進め、教職員が子供と向き合う喜びを実感できる環境を整える。 ○ワークライフバランスについて ・「ふれあいデー」と退校時間の設定を徹底し、定時退勤を文化にする。 ・休暇・振替の確実な取得により、仕事と生活の調和を推進する。			

【実施する業務量管理・健康確保措置】

松伏町では、基本方針の中で4つの具体的な取組を示しています。これらの取組みの中で、本計画の具体的な取組事項としては、「学校・教師が担う業務に係る3分類」及び教職員の健康確保に則した以下の内容とします。

「学校・教師が担う業務に係る3分類」…19項目番号

「教職員の健康確保に則した内容」……………**健**

(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量の削減」の実現【重点】

○教育条件整備(基本方針6ページ)

- ⑬【町・学校】生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に町方針を踏まえ定めた「松伏町立中学校における部活動ガイドライン」の意義について丁寧に説明を行ったうえで厳守するよう働きかけます。

○外部人材の活用/教職員のスキルアップ支援(基本方針7ページ)

- ⑲【町】教育相談員、学校生活相談員、校内教育支援センター支援員、スクール・サポート・スタッフ、学校用務補助員、日本語指導員等の配置と運用の工夫に努めます。
- ⑮【町】児童生徒の学力向上に資するため、教育支援員の配置を推進します。
- ⑬【町】部活動の外部指導者の配置を推進します。
- ⑧【新規】【町】ICT支援員を配置し、学校の実情に合わせた相談・支援を行います。
- ⑥【新規】【町】調査研究事業等で学校へのアンケートを実施する際には、電子申請を行うように努めます。また、既に実施されている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の見直し、削減をします。

(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立【重点】

○働きやすい職場環境の整備(基本方針8ページ)

- 健** 【新規】【学校】各学校の状況を踏まえて退校時間を設定し、退校時間に対する意識を高めることにより教職員の健康管理を図ります。

○ストレスチェック等の活用推進(基本方針8ページ)

- 健** 【新規】【町・学校】ストレスチェック制度を整え、ストレスチェック検査の受検を教職員に促します。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

○労働安全衛生法に基づく職場改善(基本方針8ページ)

- 健** 【町】各学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働き掛けるとともに、体制整備に向けた情報提供を行います。

○「勤怠管理システム」に基づく学校支援(基本方針8ページ)

- 健** 【町・学校】教職員の健康管理推進のため、ICカード等による客観的な方法を活用して在校時間を把握すると共に、在校時間に応じた声かけを適宜行うよう各学校に働きかけます。
- 健** 【町・学校】勤務が長時間となっている教職員への、校内協力体制の確立や校務分掌の見直し

しなどの適切な対応について各学校に働きかけると共に、健康維持増進の視点から休暇等の取得推進を呼びかけます。また、80時間超の教職員及び慢性的に長時間勤務が改善されない教職員に対しては、教育委員会の面談を実施し、管理職への指導並びに管理職と連携し健康管理並びに業務改善を行います。

○教職員の健康管理の推進(基本方針8ページ)

⑩【学校】健康診断や人間ドッグにより再検査を指示された教職員に対し、再検査を促します。

(4)保護者や地域の理解と連携の促進

○働き方改革に関する理解促進(基本方針9ページ)

④【町】「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。

③【新規】部活動の地域移行に向けての会議を実施し、今後の地域クラブ活動実施の準備を進めます。

○地域の協力・連携(基本方針9ページ)

④【町】学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、地域・保護者・学校と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働きかけます。

①【町】登下校の児童生徒の見守り活動や勤務時間前の校内見守り等について、地域と連携した取組を行うよう働きかけます。

【重点的取組】

I 学校諸問題相談窓口について、調査研究を図り、設置に努めます。

II 教職員の業務を支援する人材（教員支援員等）の配置増加に努めます。

【関連する取組と今後のフォローアップ】

(1)客観的なデータに基づく現状把握(Check)

取組の進捗を主観ではなく、システムによる数値で正確に管理します。

勤務時間の把握：出退勤管理システム(ICカード等)を活用し、「時間外在校等時間」の目標達成状況を厳密に確認する。

多角的な評価指標：数値化しにくい負担感や職場の健康状態については、ストレスチェックの結果等を活用し、定性的・定量的な両面から分析を行う。

(2)教育委員会による個別支援と指導(Action)

「把握して終わり」にせず、課題が見られる学校に対して改善指導を行います。

課題校への個別指導：目標未達成の学校や、休憩時間の未確保、業務の持ち帰りが常態化している学校に対し、教育委員会がヒアリングを実施する。

迅速な改善対応：年度末を待たず、当該学年度内での速やかな改善を目指し、具体的な支援策(業務の整理や優先順位付けのアドバイス等)を講じる。

(3)管理職のマネジメント強化(Do)

学校運営の核となる校長のリーダーシップと意識変革を促進します。

「マップー会議」の活用: 校長会後の「働き方改革推進会議」を軸に、現場の意見聴取と施策の評価・改善を継続的に行う。

研修による意識醸成: 管理職を対象としたマネジメント研修への参加を促し、組織として「定時で帰る・休める」文化の定着を図る。

(4)地域・組織一丸となった体制構築(Plan)

学校内だけで抱え込まず、外部組織との連携を深めます。

計画の周知徹底: あらゆる機会を捉え、教育委員会から各学校へ本計画の目的と意義を周知する。

学校運営協議会との連携: 校長のリーダーシップのもと、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)等の場でも働き方改革を共有し、地域の理解と協力を得ながら業務改善を推進する。